

2. 介護保険制度の運営について

(1) 広域化の推進に向けた取組について

介護費用が増大している中で、特に小規模な保険者が介護保険制度を安定的に運営するためには、保険財政の広域化が引き続き有効な方法のひとつであると考えている。

平成15年4月1日現在で、保険財政の広域化を実施しているのは535市町村（72地域）である。また、平成12年4月から平成15年12月までに市町村合併を行った地域は30地域（83市町村）となっており、今後、更に保険財政の広域化及び市町村合併を実施する地域が増える見込みである。

国においては、広域化等を推進する見地から、平成16年度予算において、広域化等を行う地域のシステム構築経費等への支援（16年度予算（案）：5億円）等の財政支援を行うこととしている。各都道府県におかれても、広域化・市町村合併を予定している市町村に対し、特段のご支援・ご配慮をお願いしたい。

(2) 平成16年度前半における特別徴収（仮徴収）額の変更について

ご了知の通り、平成15年度から多くの市町村において第1号保険料が引き上がったことに伴い、15年度後半の特別徴収（本徴収）額が、前半の特別徴収（仮徴収）額より大きく引き上がるケースが生じた。

本件については、次期法改正において、仮徴収の額を前年度の本徴収の額よりも引き上げられるよう措置すべく、検討を進めているところである。

一方で、これにより、16年度の特別徴収につき、15年度の本徴収額に基づく仮徴収を行った場合、15年度と逆のケース（本徴収額が仮徴収額より大きく引き下がる）が生じる場合がある。

この点については、多くの市町村において、現行法で可能となっている、6・8月の仮徴収額の引き下げ（介護保険法第140条第2項）により、特別徴収額の平準化を図ることを予定されているものと認識しているが、各都道府県におかれても、準備を行っている管内市町村に対する助言等、適切に対応願いたい。

(3) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置について

ア 要支援又は非該当の入所者への対応について

介護保険法施行前からの特別養護老人ホーム入所者（旧措置入所者）については、介護保険法施行法第13条の規定により、平成17年3月までの5年間、要支援又は非該当であっても引き続き入所できる経過措置を設けており、平成15年10月現在の該当者は約700人（介護給付費実態調査（H15年11月審査分））となっている。

当該経過措置に関しては、下記のように、介護保険制度の施行準備の段階から、対象者の退所後の受け皿の整備等を進めることが必要である旨示しており、また、平成15年9月8日全国介護保険担当課長会議においてもあらためて示したところであるが、経過措置の終了まで1年余となったことから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、個別の該当者について実態把握の上、適切な対応を行うよう重ねて指導願いたい。

「全国介護保険担当課長会議」（平成11年1月27日）

資料No. 7 「介護保険事業計画・基盤整備について」

Ⅲ 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する5年間の経過措置の取扱いについて

2 基本的考え方（抜粋）

- 旧措置入所者に関する経過措置は、旧措置入所者の利益の保護を図りながら、現行制度から介護保険制度への円滑な移行を目指すものである。このため、当該経過措置が5年間の時限的な制度であることを踏まえ、当該経過措置終了時において現場に混乱をもたらさないよう、現時点から当該経過措置終了時までの期間を有効に活用し、所要の取組を計画的に推進することが重要である。
- 具体的には、「要介護」に該当しないものと見込まれる旧措置入所者をどのように

処遇するかは、当該措置を採った市町村の責任において対応されるべき問題であることにかんがみ、各都道府県においては、管下市町村に対し、

- ① 施設から在宅への円滑な移行が図られるよう、特別養護老人ホームにおいて入退所計画を作成し、これに基づいて在宅サービスを提供する取組を推進すること。
 - ② 特別養護老人ホームを退所した後の受け皿としては、訪問介護（ホームヘルプサービス）、日帰り介護（デイサービス）、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）等の在宅サービスの供給体制を整備するとともに、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）、高齢者生活福祉センター〔注：生活支援ハウス〕等において在宅サービスを利用しながら生活することができる環境を整備すること。
- 等を指導するとともに、市町村の取組を積極的に支援するよう、願います。

イ 自己負担額の軽減措置について

旧措置入所者に対しては、介護保険制度への円滑な移行を図る観点から、制度施行日から5年間の経過措置として、平成17年3月までの間、自己負担額の軽減措置（介護保険法施行法第13条第4項）を講じているところである。

本経過措置についても終了まで1年余となったことから、各都道府県におかれては、経過措置終了時に現場で混乱が生じることのないよう、管内市町村・各施設に対して該当者への適切な情報提供等を行うよう指導願いたい。

<参考>介護保険法施行法（抄）

（「…」は中略）

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第十三条

1・2 （略）

3 旧措置入所者については、施行日から起算して五年間に限り、施行日以後引き続き

特定介護老人福祉施設に入所している間…は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者…とみなして、当該旧措置入所者が当該特定介護老人福祉施設…から指定介護福祉施設サービス…を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定介護福祉施設サービスに要した費用…について、同法に規定する施設介護サービス費…を支給する。（後略）

- 4 前項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額（※）とする。

（以下略）

※ 介護費用の自己負担部分と食事の特定標準負担額の合計が当該入所者の介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないよう、所得状況等に応じて定めた額。

(4) 要介護認定について

ア 要介護認定事務の一部見直しについて

介護保険制度施行後3年半を経て要介護認定は定着し一定の評価を得ている一方、市町村における要介護認定事務の負担の増加により、当該事務の効率化に係る提案や要望が多いことに加え、市町村における要介護認定事務の定着の状況も踏まえ、以下の見直しを行うこととした。なお、実施時期は平成16年4月1日を予定しており、各都道府県におかれても、その円滑な実施に向けて管下の市町村に対する技術的助言等よろしく願います。

(ア) 認定有効期間の拡大

更新認定に係る有効期間について、これまで原則6ヶ月（認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては3～12ヶ月の範囲で定めることが可能）であったものを、原則12ヶ月（同様に3～24ヶ月の範囲で定めることが可能）に拡大する。また、要支援認定の更新についても原則12ヶ月とするが、上限は従来どおり12ヶ月とする。

なお、認定審査会が12ヶ月を超える有効期間の意見を付する場合の考え方は、「介護認定審査会運営要綱」を一部改正し、以下の下線部分を追加することとする。

[認定の有効期間を原則より長く設定する場合]

- ・ 身体上又は精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合
- ・ 同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する）
- ・ その他、認定審査会が特に必要と認める場合

(イ) 認定審査会の運営に係る軽減

認定審査会の合議体において、市町村が定める定数の標準を5名と定めているが、認定審査会における審査業務の効率化の観点から、自治体はその実情に応じ合議体の定数の弾力的な運用が可能となるよう、「介護認定審査会運営要綱」を一部改正し、認定審査会の委員の構成について、以下の部分を追加することとする。

- ・ 合議体の委員の定数については、以下の場合、5名より少なく設定することができる。（この場合であっても、少なくとも3名は必要であるものとする。）
- ・ 更新申請を対象とする場合
- ・ 委員の確保が著しく困難な場合
- ・ その他、5名より少ない定数によっても認定審査会の審査の質が維持されるものと市町村が判断した場合

(ウ) 実施時期

- ・ 施行日：平成16年4月1日とする。
- ・ 適用範囲
 - ① 認定有効期間については、施行日（4/1）以降に受理した更新認定申請から適用
 - ② 合議体定数の見直しは通知改正後、任意の時期に実施可能

イ 要介護認定事務の見直しに伴う認定支援ネットワークシステムの一部修正について

要介護認定事務の一部見直しに伴い、認定支援ネットワークシステムの一部を修正することとする。

本見直しに係る修正は、以下のとおりであり、外部インターフェイス等の他の部分の修正はない。

1. 認定ソフト2002

(1) 修正箇所

① 「認定審査会結果登録」画面の認定有効期間

(現行)

3月間から12月間まで登録可能

↓

(修正後)

3月間から24月間まで登録可能

また、更新申請の際の初期表示を

(現行) 6月間 → (修正後) 12月間

2. 認定支援ネットワークの掲示板

(5月10日を目途に表示を変更する予定です。)

(1) 修正箇所

① 「報告集計」の「4-7 認定有効期間別集計」

(現行)

3月間から12月間まで表示

↓

(修正後)

3月間から24月間まで表示

ウ 要介護認定実態調査事業（第二次）について

平成15年4月に実施された改訂要介護認定は、実施後約10ヶ月間が経過し、全国で順調に実施されているところである。

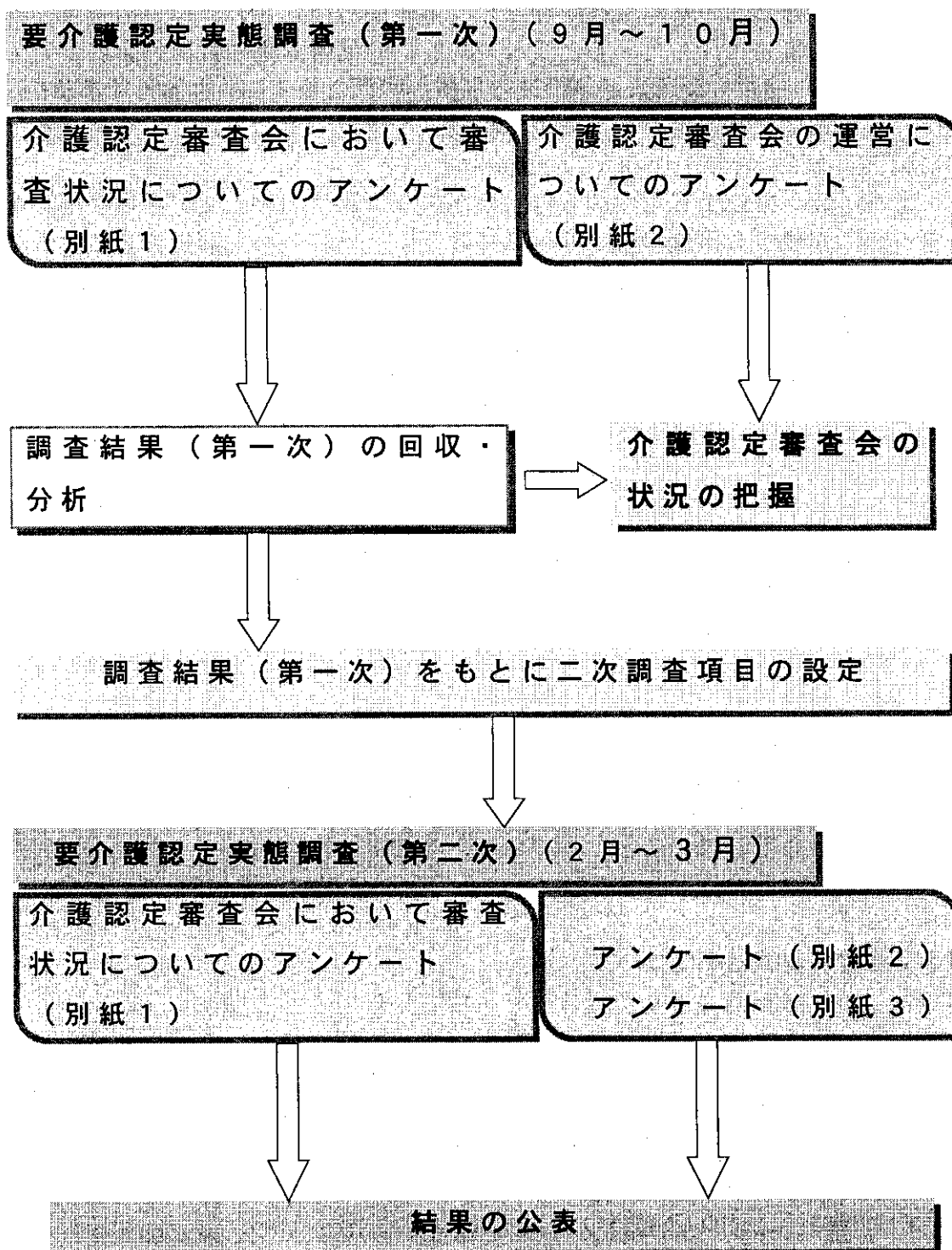
要介護認定は公平公正の観点から全国一律の基準で実施し、改訂後もより適正な要介護認定に努める必要がある。

このため本事業では、要介護認定の実施状況及び適正化、平準化に対する市町村の取組みについて実態を把握することを目的としている。

要介護認定実態調査（第一次）は、平成15年9月に平成14年度の要介護認定モデル事業（第一次）を行っていただいた34市町村の介護認定審査会を対象として実施した。要介護認定実態調査（第二次）は、第一次調査結果をもとにして、全市町村を対象として、平成16年2月第3週（16日の週）、あるいは、第4週（23日の週）のいずれかの週に行われた介護認定審査会で審査判定を行った案件について、実施することとしている。

要介護認定実態調査（第二次）は、審査案件毎の調査を予定しているが、その他にも介護認定審査会の運営の方法（工夫している点等）や要介護認定の運営に関する市町村独自の取組みなどに関しても調査を行うこととしている。

(参考) 本事業の位置付け



エ 介護保険事務費交付金について

(ア) 介護保険事務費交付金の執行事務について

平成13年1月に発足した地方厚生局は、企画立案事務と実施事務の分離という中央省庁等改革の基本理念を踏まえ、本省から移管された指導監督及び許認可等の実施事務を行っているところである。介護保険事務費交付金については、平成15年度より交付決定等の執行事務が移管されているところであるが、三位一体改革における議論を踏まえ、平成16年度予算案では、本交付金を一般財源化することとしているところである。

したがって、平成16年度からは、各地方厚生局における交付決定事務はなくなるが、平成15年度の確定事務については、各地方厚生局において行うこととなっているので、各都道府県におかれては、手続きに遺漏がないよう、留意されたい。なお、再確定等の事務についても平成15年度分に係るものについては同様であるので、念のため申し添える。

(イ) 介護保険事務費交付金の適正な支出について

介護保険事務費交付金は、市町村が行う要介護認定等の事務に要する費用の一部を交付するものであるが、今般、会計検査院の「平成14年度決算検査報告」において、市町村の正規職員に係る人件費を対象経費に含めている事例並びに要介護認定等の事務処理に要しないシステムを含む介護保険システムの保守委託に要する費用の全額を対象経費に含めている事例が認められたとの報告があった。前者については当該市町村の一般財源において措置すべきものであり、また、後者については、要介護認定等に係る部分を按分した上で計上すべきものである。

対象経費については、平成14年8月30日付け事務連絡で示しているところであるが、要介護認定等に係る固有の業務を直接処理することによって発生する経費を対象としているところであり、各都道府県におかれては、市町村が対象外経費を計上することのないよう、各市町村に対し、周知願いたい。

(5) 介護事業経営概況調査等について

介護報酬は各々の施設介護サービス等の平均的な費用の額を勘案して設定することとしている。このため、次期介護報酬改定に伴う調査として、介護保険施設、居宅サービス事業所に対する経営実態調査を平成16年度に行うこととしているので了知されたい。

なお、調査に当たっては、直接事業者に対する往復郵送方式で行う予定である。